

公立大学法人公立鳥取環境大学教員の任期に関する規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第30号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号。以下「法」という。)第5条第2項及び公立大学法人公立鳥取環境大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第3条第2項の規定により、公立鳥取環境大学において任用される教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定める組織等)

第2条 任期を定めて任用する教員の教育研究組織、対象となる職、任期及び再任に関する事項は、別表第1のとおりとする。ただし、理事長が特に認める場合にあっては、別表第2により任用することができる。

(休職等の期間の扱い)

第3条 任期中、就業規則第14条に基づき休職にされ、又は育児休業、介護休業、休暇又は職務専念義務の免除(以下この条において「休職等」という。)により業務に従事しなかった期間がある場合においても、任期は変更しない。

2 前項の規定にかかわらず、当該休職等の期間が1年以上にわたる場合又は休職等の期間中に任期が満了する見込みである場合であって理事長がやむを得ないと認めたときにおいては、当該教員から申出に応じ、理事長は、1年以内又は当該休職等の期間のいずれか短い期間を限度として延長することができる。

(任期の例外)

第4条 前2条の規定にかかわらず、任期の満了前に就業規則第20条に定める定年に達するときは、当該教員の任期は、定年に達する日以後における最初の3月31日までとする。

(任用の同意)

第5条 任期を定めて任用する場合には、文書により当該任用される者の同意を得なければならない。

(再任の審査)

第6条 再任の可否の決定は、当該任期期間中の評価の結果その他教員の勤務成績に基づいて、理事長が決定する。

(規程の公表)

第7条 この規程を定め、又は改正した場合は、ホームページ等への掲載その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第5号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第43号）

- 1 この規程は、平成26年7月31日から施行する。
- 2 改正後の公立大学法人鳥取環境大学教員の任期に関する規程別表第1の規定は、平成25年4月1日以後の日を任期の初日とする労働契約について適用し、平成25年4月1日前の日を任期の初日とする労働契約については、なお従前の例による。

附 則（平成27年規程第32号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

教育研究組織	対象となる職	任期	再任に関する事項
環境学部 経営学部 環境情報学部 人間形成教育センター サステナビリティ研究所 地域イノベーション研究センター 国際交流センター	教授 准教授 講師	5 年	再任可。ただし、再任された場合は、任期の定めのない契約とする。
環境学部 経営学部 環境情報学部 人間形成教育センター サステナビリティ研究所 地域イノベーション研究センター 国際交流センター	助教 助手	3 年	再任可。ただし、再任は、1 回限りとする。なお、年度途中に任期満了となる者については、当該年度末まで延長することができる。

別表第 2 (第 2 条関係)

教育研究組織	対象となる職	任期	再任に関する事項
サステナビリティ研究所 地域イノベーション研究センター 国際交流センター	教授 准教授 講師	当該教育研究を行う期間の範囲内。ただし、5 年を限度とする。	再任は不可。ただし、当該教育研究の遂行上特に必要な場合は、1 回に限り再任可とする。